

特定非営利活動法人喜界島サンゴ礁科学研究所
不正な取引に関与した業者への取引停止の処分方針

特定非営利活動法人喜界島サンゴ礁科学研究所（以下「研究所」という。）は、

「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」（令和3年2月1日改正）に基づき、不正な対応を行った業者に対する処分方針を以下の通り定める。

1. 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分

不正な取引に関与した業者は、1 ヶ月以上 12 ヶ月以内の取引停止処分とする。ただし、即時の取引停止により研究所の業務活動に著しく影響がある場合には、一定期間を経た後に、取引停止処分とすることができる。

2. 不正な取引に関与した業者への取引停止等の決定

不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分は、最高管理責任者（理事長）が状況調査のうえ合理的な判断により決定する。

3. 不正対策に関する方針

不正対策に関する方針を以下のように定める。

- ・ 不正を事前に防止するため、競争的資金の使用ルールやそれに伴う責任を理解させるためのコンプライアンス教育を、関係するすべての役職員に実施する。
- ・ 文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を遵守し、不正防止対策を継続的に改善する。

4. 不正対策に関するルール

不正対策に関するルールを以下のように定める。

- ・ 不正な取引に関与した業者への取引停止を行う。

- ・ 取引業者に対し、不正対応策を周知徹底する。
- ・ 不正防止のため、不正を行わない旨の誓約書の提出を求める。

5. 取引業者への不正対策の周知について

取引業者への不正対策の周知について、以下のように定める。

① 周知内容

- ・ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針
- ・ 不正対策に関する方針
- ・ 不正対策に関するルール

② 周知方法

- ・ 研究所のホームページに掲載

③ 周知する時期および回数

- ・ 研究所のホームページに常時掲載
- ・ 内容に変更があった場合は、速やかに更新する。

2025 年 4 月 1 日制定

誓約書

特定非営利活動法人喜界島サンゴ礁科学研究所

理事長殿

当社は貴研究所との公的研究費利用に関する取引にあたり以下のとおり誓約します。

記

1. 貴研究所の公的研究費による研究活動の不正行為防止のための取り組みの趣旨を理解し、貴研究所の規定等を遵守し、不正に関与しません。
2. 内部監査・その他の調査等において取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。
3. 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。
4. 貴研究所の研究員等から不正な行為の依頼等があった場合には通報します。

以上

年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

④